

長野県文化財保護審議会への諮問について

文化財・生涯学習課

下記の文化財を長野県宝及び長野県無形民俗文化財に指定したいので、文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第3項及び第25条第3項において準用する第4条第3項の規定により、長野県文化財保護審議会に諮問する。

記

1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員 数	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
けんほんちやくしよくせんこうじ 絹本 著 色 善光寺 によらいえでん 如来絵伝	3 幅	長野市元善町 462 番地	長野市元善町 462 番地 淵之坊住職 若麻績亨則
ふじわらときもりがんもん 藤原時盛願文	1 点	麻績村日 2120 番地	麻績村日 2120 番地 宗教法人 福満寺
うおがたせんこくが ど き 魚形線刻画土器	1 点	飯山市大字飯山 1434- 1 飯山市ふるさと館	飯山市大字飯山 1110-1 飯山市教育委員会

2 長野県無形民俗文化財に指定する文化財

名 称	所 在 地	保存団体の住所及び名称
とがくしじんじゃだいだいかぐら 戸隠神社太々神楽	長野市戸隠 3506 番地	長野市戸隠 3506 番地 戸隠神社 楽部

諮問候補物件の概要

名 称・員 数	絹本著色善光寺如来絵伝 3幅
所 在 地	長野市元善町 462 番地
所有者の住所 および氏名	長野市元善町 462 番地 淵之坊住職 若麻績 亨 則 <small>きょうそく</small>
概況と特色	<p>本絵伝は、天竺から百済を通り、日本へ伝来した善光寺如来の縁起説話を絵画化した掛幅絵であり、善光寺信仰の布教や絵解きに用いられたものである。</p> <p>本絵伝に描かれた人物や建物は奔放で稚拙な表現で、伝統的な説話画に見られる大和絵様式とは異なっているが、それゆえ、おおらかさを感じ、気軽に親しめる画風となっている。このスタイルは、伝統的な大和絵の画法ではなく在野的ないし地方的な作家によって形成された新しい様式である。これは絵画史上でも変革期における作品に位置づけられるため、作成年代は南北朝から室町初期と考える研究者と室町後期と考える研究者がおり、正確な作成年代は確定していない。</p> <p>絵画は縦に三枚継いだ目の粗い絹地<small>つぐ</small>に人物や建物などが描かれているが、絹継ぎの面ごとに痛みの状況が異なるため、中央部分が外側になるように三つ折りにしてまらめて携行したことが想像できる資料である。</p> <p>長野市文化財指定日 平成 24 年 4 年 11 日</p>
諮問理由	<p>中世の善光寺縁起に係る絵伝は現在 9 点が知られており、そのうちの 1 点の本絵伝であり、希少性及び重要性を有する資料と言える。</p> <p>第一幅上部の須弥山の画像は、他の善光寺縁起に係る絵伝にはなく、第二幅中央右に網で引き上げられる一光三尊仏の絵相も、他に見られない。第三幅下の善光寺伽藍の景観は、他に例のない独自の構図で表現されている。伝統的な大和絵の作風で描かれる他の善光寺縁起に係る絵伝とは異なり、本絵伝は奈良絵風の画風で新しい息吹を感じさせるもので、文化的、絵画史的な価値を有するものである。</p>
指定基準	<p>第 1 長野県宝の指定基準</p> <p>(1) 絵画及び彫刻</p> <p>イ 歴史上特に意義のある資料となるもの</p> <p>ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で、顕著な特性を示すもの</p>

图1 絹本著色善光寺如来絵伝(3幅) 写真



善光寺如来絵伝 第一幅

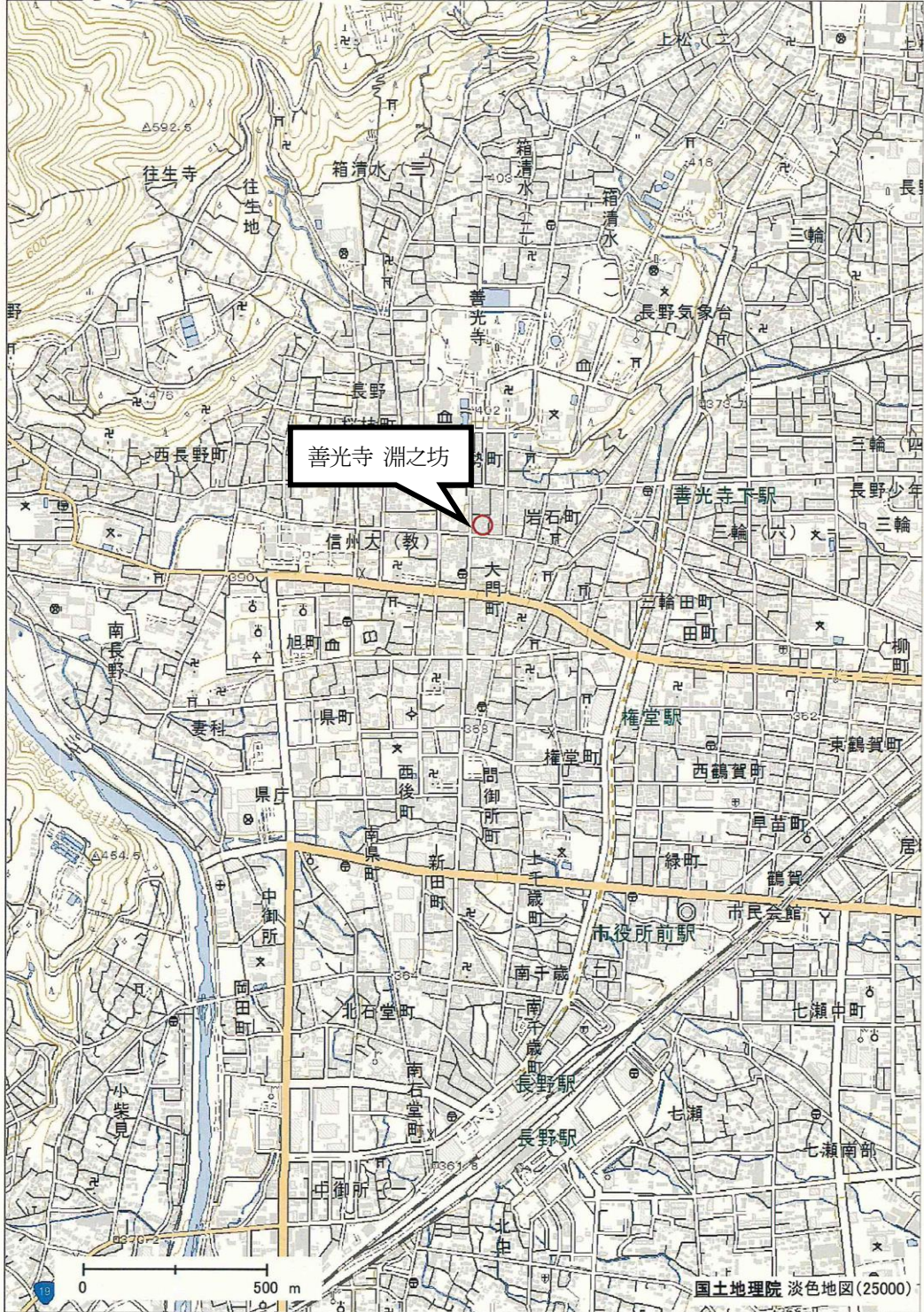


善光寺如来絵伝 第二幅



善光寺如来絵伝 第三幅

関係地図 善光寺淵之坊 (善光寺如来絵伝 蔵)



中世の善光寺縁起に係る絵伝一覧

No.	名称	所蔵者	幅数	大きさ ^{cm}	絹継	所在地	制作年代	指定	摘要
1	根津美術館本 (絹本着色)	根津美術館	3幅	各162.7 ×91.2	3枚	東京都 港区	鎌倉時代13C後半	重要 文化財	『善光寺如来絵伝』の諸本のうち最古のもの。
2	本證寺本 (絹本着色)	本證寺	4幅	各163.0 ×97.0	3枚	愛知県 安城市	鎌倉時代後期 ～南北朝時代	重要 文化財	
3	妙源寺本 (絹本着色)	妙源寺	3幅	各146.8 ×78.4	2枚	愛知県 岡崎市	南北朝時代	重要 文化財	
4	満性寺本 (絹本着色)	満性寺	4幅	各157.4 ×79.0	2枚	愛知県 岡崎市	南北朝時代	県指定	
5	聖徳太子絵伝 (絹本着色)	鶴林寺	2幅	各148.5 ×78.8	2枚	兵庫県 加古川市	南北朝時代	重要 文化財	第一幅・第二幅が善光寺縁起のみを描く。
6	太子堂本 (絹本着色)	太子堂	4幅	各158.2 ×84.3	2枚	滋賀県 安曇川町	室町時代	町指定	天台宗の古刹太山寺が信長の叡山焼き討ちによって廃絶して以降は、太子堂に保管されてきた。
7	甲斐善光寺本 (甲本) (絹本着色)	甲斐善光寺	2幅	各147.0 ×81.9	2枚	山梨県 甲府市	室町時代	県指定	甲・乙・丙・丁・戊の5種類の『善光寺如来絵伝』が所蔵される。もとは3幅であったか。信濃善光寺の什物であったか？
8	小山善光寺本 (紙本着色)	小山善光寺	1幅	174.2 ×178.2		大阪府 藤井寺市	桃山時代		『善光寺参詣曼荼羅』と通称される。絵相からもう一幅の存在が推定される。
9	淵之坊本 (絹本着色)	淵之坊	3幅	各157.0 ×94.4	3枚	長野県 長野市	室町時代	市指定	同坊に入ったのは昭和40年代のことで、それ以前の所蔵者は未詳。

諮問候補物件の概要

名称・員数	ふじわらときもりがんもん 藤原時盛願文 1点
所在地	ひ 麻績村日2120番地
所有者の住所 および氏名	麻績村日 2120 番地 福満寺
概況と特色	<p>藤原時盛は信濃国麻績御厨^{みくりや}の鎌倉御家人である藤原姓伊賀氏の一族で、「尊卑文脈」(※1)にいう伊賀光季^{みつすえ}の子時重(検非違使)と、時の字を通字にしており、京都守護であった伊賀光季の孫にあたる人物である。</p> <p>この願文は時盛の直筆原本である。</p> <p>願文の内容は、鎌倉時代後期、麻績の御厨矢倉村の地頭であった藤原時盛が永仁四年(1296年)福満寺(※2)に自分と妻、娘3人のために般若心経などの読経を願ったものである。</p> <p>有力御家人である伊賀氏が、鎌倉時代に家族の息災、延命のため仏教法会をいかなる仏教法典に基づいて実施したのかを示す資料でもある。</p> <p>宮内庁書陵部で発見された「信生法師集」に、麻績御厨の伊賀氏に鎌倉初期の御家人である塩屋朝業^{しおやともなり}が訪問したとの記述があり、鎌倉幕府と麻績御厨での伊賀氏一門が繋がっていた時代に、この願文は作成された。</p> <p>麻績村文化財指定日 昭和61年4月28日</p> <p>※1:日本の初期の系図集。正式名称は『新編纂図本朝尊卑分脈系譜雑類要集』(しんぺんさんずほんちょうそんぴぶんみやくけいふざつるいようしゅう)という。</p> <p>※2:天台宗の寺院。山号は布光山。本尊は薬師如来、役行者によって開山され、849年(嘉祥2年)円仁によって寺が創建されたと伝えられている。本尊の薬師如来坐像をはじめ5軀の国指定重要文化財の仏像がまつられている。</p>
諮問理由	鎌倉御家人藤原姓伊賀氏の書状原本は、本書状と福島県飯野八幡宮文書(国指定重要文化財)以外にはなく、全国的にも貴重な文書である。また、鎌倉御家人の仏教思想を物語る県内唯一の資料である。
指定基準	<p>第1 長野県宝の指定基準</p> <p>(4) 古文書</p> <p>ア 古文書類は歴史上重要なもの</p>

敬白

今年感念此三人之功德

今

一春誦

經音三卷

一春誦

觀音經三卷

一春誦

仁王經三部

一春誦

壽金經一卷

一春誦

藥師經十卷

一春誦

華嚴經百卷

一春誦

大悲經真言千遍

一春誦

名師真言千遍

一春誦

法苑珠林十卷
觀音經一卷

不得見其信感其功德之非比尋常三人亦

不信一息即息矣迄今夏感一現當二地

悲地感思可成心而德在平惟文以子

故

癸卯年 十月廿六日

特 謹 啟

麻績村全図

位置図



1 : 50,000

1000m 0 1000 2000 3000

諮問候補物件の概要

名称・員数	うおがたせんこくがどき 魚形線刻画土器 1点
所在地	飯山市大字飯山 1434-1 飯山市ふるさと館
所有者の住所 および氏名	飯山市大字飯山 1110-1 飯山市教育委員会
概況と特色	<p>本物件は、飯山市静間字法華寺に所在する山ノ神遺跡から昭和47年(1972年)の発掘調査によって出土した。標高380m前後で、上越地域の海岸まで直線距離で35～40kmの位置にある。</p> <p>発掘調査では集石遺構1基が検出され、本物件を含む縄文時代晩期の遺物が多量に出土した。出土遺物は、口縁部片の数から推定して450個体以上となる土器、土製耳飾8点、石器25点である。</p> <p>本物件は、口縁部の4分の1を残し、胴下半部まで残存する鉢形土器の破片である。口縁部は正円ではなく、楕円形になる独特な器形であったことが想定される。</p> <p>胎土の粒子は緻密で夾雑物はほとんどなく器壁が薄いため、伴出した在地のものとは異質な土器とみられてきたが、科学分析の結果は在地の土器群の胎土と大差がないことが明らかになった。</p> <p>文様は、口縁直下に横位の平行沈線を巡らせ、沈線間に棒状工具による縦方向の短い刻みが入れている。この平行沈線の下線に接して魚の頭部を粘土紐の貼り付けで表現し、胴部下半部に向けて魚の体部や背鰭、尾鰭を棒状工具で線刻している。また、施文部位以外は丁寧に磨かれており、部分的には赤彩塗彩が残っている。いずれも土器焼成前に行われたものである。</p> <p>以上の器形、文様、整形の特徴から判断して、本物件は縄文時代晩期佐野Ⅱ式期の土器と認められる。</p> <p>なお、線刻された魚については、東京海洋大学の河野博教授(魚類学専攻)により、日本海沿岸に多く生息しているシュモクザメの特徴をデフォルメして表現したものという所見が示されている。</p> <p>飯山市文化財指定日 平成4年2月18日</p>

<p>諮問理由</p>	<p>本物件は、土器焼成前に線刻で描かれたものであり、縄文時代晩期の所産である。縄文時代において、動物を表現した資料は、動物形土製品もしくは土器の把手や文様の一部を立体的に装飾したものが知られている。線刻された動物絵画資料は、千葉県市川市権現原貝塚出土の土器に描かれたイノシシとみられるもの等ごくわずかで、魚類を描いた物件はない。このため、列島における原始絵画の歴史を知る上で貴重である。</p> <p>また、在地土器と大差ない粘土で作られた土器にシュモクザメの特徴を的確に表現していることから、地理的にみて日本海沿岸部の情報が飯山まで入ってきていることが想定される。縄文時代晩期における日本海沿岸部との交流の深さをうかがい知ることができる重要な考古資料である。</p>
<p>指定基準</p>	<p>第1 長野県宝の指定基準 (5) 考古資料 ア 縄文時代及びそれ以前の遺物で学術上重要なもの</p>
<p>参考文献</p>	<p>高橋 桂 1972 「魚形線刻画のある土器片」『信濃』24 巻 11 号、信濃史学会 大原正義 1982 「山ノ神遺跡」『長野県史 考古資料編全 1 巻 (2) 主要遺跡 北・東信』 飯山市教育委員会 2011 「魚形線刻画土器が出土した山ノ神遺跡の発掘について」 『奥信濃文化』第 16 号、飯山市ふるさと館友の会 水沢教子・降幡順子・寺内隆夫・望月静雄・建石徹 2013 「山ノ神遺跡出土魚形線刻画土器の検討—胎土分析を中心として—」『奥信濃文化』第 20 号、 飯山市ふるさと館友の会</p>

(別添資料)

長野県飯山市山ノ神遺跡出土の魚形線刻画土器について

東京海洋大学 海洋科学部海洋環境学科 魚類学研究室

教授 河野 博

この土器に線刻された魚類は、シュモクザメとみてよい。

- (1) この線刻画は、上部と下部とに分かれる。
- (2) 上部は、シュモクザメを正面（前）から見た姿であり、頭と胸鰭・腹鰭をあらわしている。
 - (2-1) 土器の口縁部近くにみられる左右に張り出す撞木状の表現は、シュモクザメの頭とみてよい。頭の左右端にみられる2つの突起（粘土の盛り上がり）は、目を表現したものとみるのが自然である。
 - (2-2) 2対の髭状（トゲ状）の線刻は、正面（前）から見た胸鰭と腹鰭を表現したものとみられる。サケであれば、この2対の髭条（トゲ状）の表現が鯰か鰻を表していると考えられる。しかし、鯰であれば少なくとも4対みられ、また鰻であればもっと数が多いと考えられる。したがって、サケの場合は、この2対のトゲの説明ができない。
- (3) 下部は、シュモクザメの身体を横から見た姿をあらわしたものとみられる。
 - (3-1) シュモクザメの背鰭が2つあるのに対し、サケの背鰭は1つ（ただし、脂鰭はある）であるため、この線刻画に表現された2つの背鰭はシュモクザメを表現したものとみられる。
 - (3-1) さらに、サケの属する条鰭類という魚類では、鰭は鰭膜と鰭条からなるが、鰭膜がもろく、捕獲した際に鰭膜が破れて鰭条のみが残るため、表現する場合に鰭条のみを描くのは自然である。一方、サメでは皮膚が厚いため、鰭条がはっきりしない。この線刻画の鰭には鰭条の表現はみられないことから、サケではなく、サメを表現したとみるべきであろう。
- (4) 上部には正面（前）から見た姿を、また下部には横からみた身体の姿を描いている。言い換えれば、土器の口縁部に正面からの図を、土器の本体に横からみた姿を描いている。これは、土器を横から見た場合、手前に大きく、正面からみた独特なシュモクザメを描くことで強烈な印象を与え、一方本体では、横からみた姿をサッと描くことで、かなりインパクトの強いデフォルメに成功していると考えられる。

以上のように、この線刻画は、シュモクザメの特徴を的確に表現していることがわかる。したがって、シュモクザメを描いたものとみるべきであり、サケとはみなしがたい。

なお、シュモクザメは、メジロザメ目シュモクザメ科に属し、日本海沿岸に多く生息している。

平成26年6月10日



图1 魚形線刻画土器写真（外面）



图2 魚形線刻画土器写真（内面）

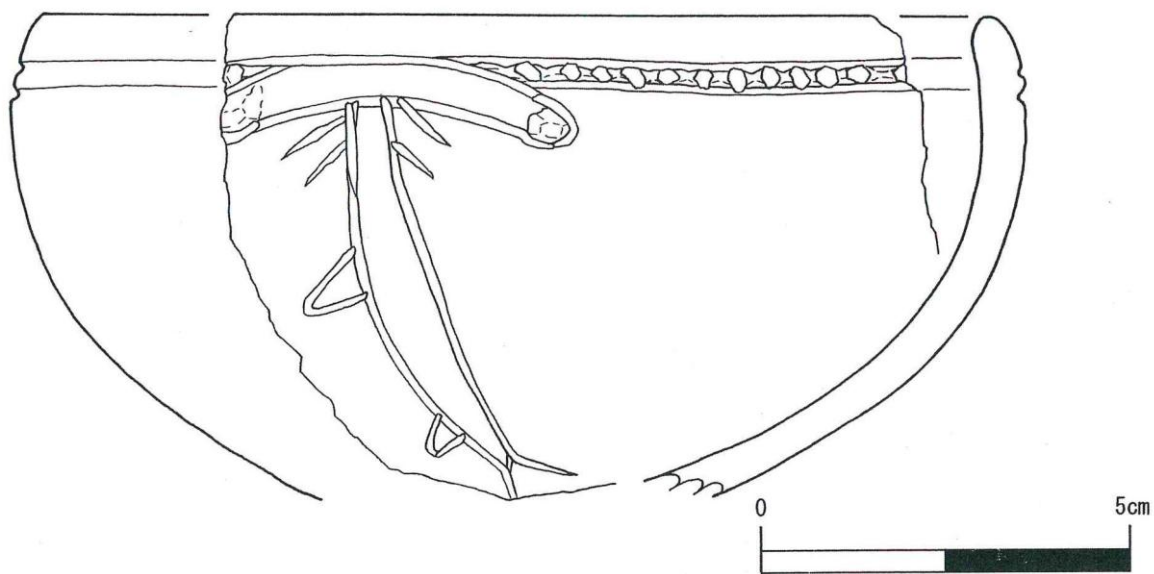


图5 魚形線刻画土器実測図(1/1)

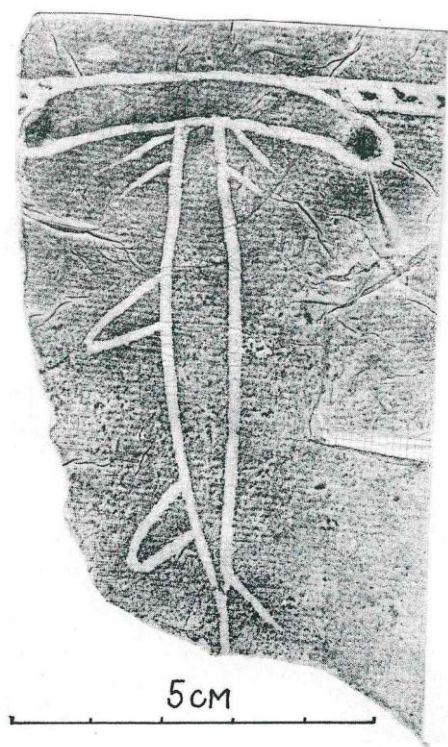


图3 魚形線刻画土器拓影

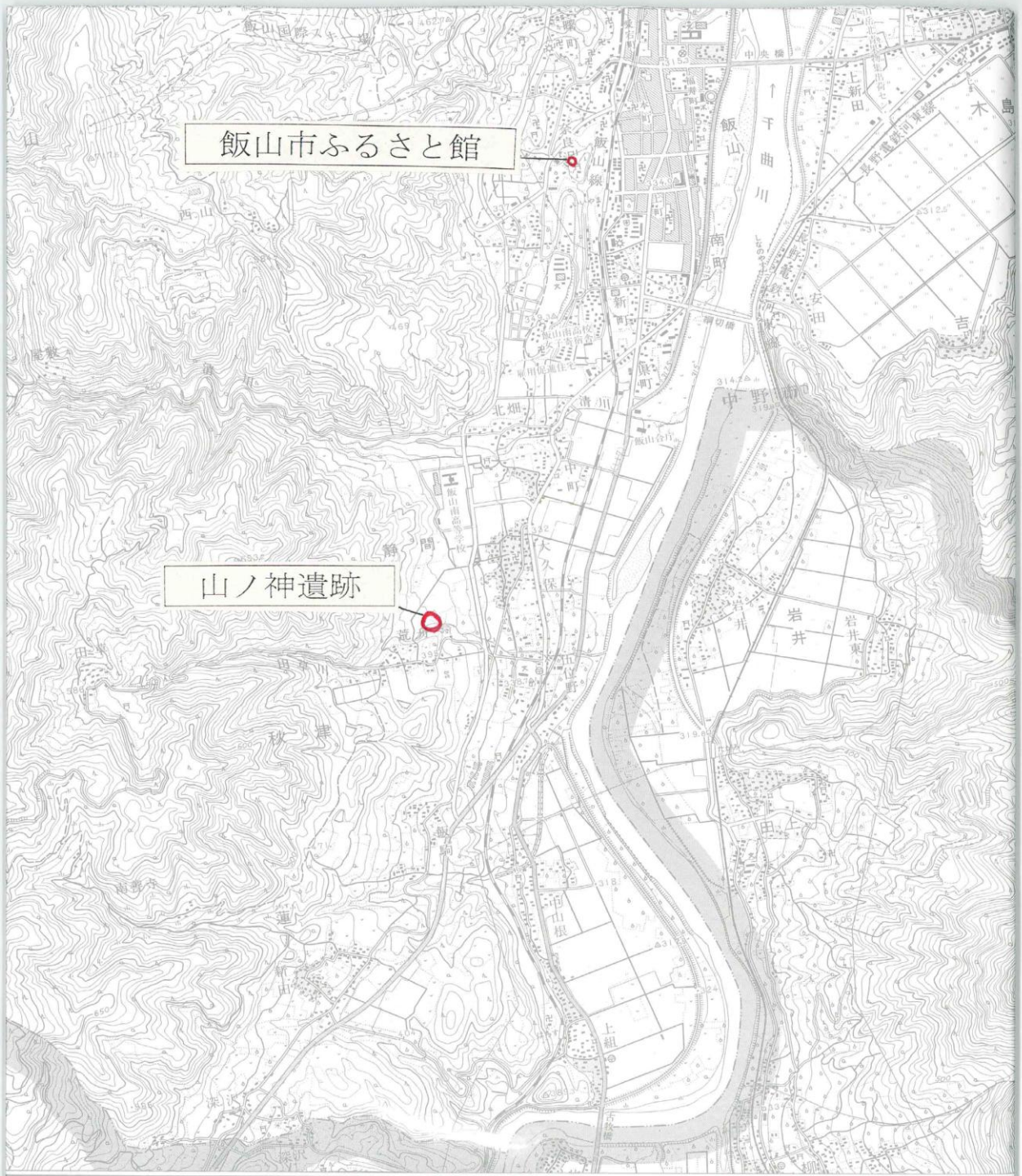


図4 位置図

諮問候補物件の概要

名称・員数	戸隠神社太々神楽
所在地	長野市戸隠 3506 番地
保存団体の住所および名称	長野市戸隠 3506 番地 戸隠神社 楽部
概況と特色	<p>神楽とは、神社の祭礼の時に、神様に捧げる歌や舞の総称である。</p> <p>江戸時代中期に、戸隠顕光寺（神仏習合の寺院）の別当であった栗田家の配下の徳武松王は、神楽の技を伝承し、戸隠大権現の祭礼に奉仕していた。戸隠山の神楽は、本来火之御子社で行われ、のちに三院神前でも献奏されるようになったと言われる。</p> <p>文献によれば、天明4年（1784年）に別当の栗田大膳が講元からの願いを受け、奥院神前で神楽を奉納し、以後講元の発起で135両の資金を募り、この利子で毎年太々神楽を奉納した。文化5年（1808年）には、永代太々神楽献奏を独占していた栗田家に対し、確執を生じていた衆徒からの願い出により、15両を奉納して、神楽をあげる事が本坊から許可された。</p> <p>明治元年（1868年）の神仏分離令により、還俗した戸隠衆徒は、各地の講への配札、信者の取り次ぎも禁止され、太々神楽の献奏も禁止された。明治12年（1879年）神楽禁止政策が撤回され、神楽講が再建されるとともに、徳武松王の伝承していた神楽の技を、神官となった衆徒が習い太々神楽は再興された。明治23年（1890年）に戸隠神社は国幣小社へと昇格し、神楽講の数は増加した。</p> <p>神楽は10種類の舞で構成され、大神楽は10座（降神の舞・水継の舞・身漣の舞・巫女の舞・御返幣の舞・吉備楽の舞・三剣の舞・弓矢の舞・岩戸開きの舞・直会の舞）、中神楽は7座（大神楽から吉備楽の舞・三剣の舞・弓矢の舞を省く）、小神楽は5座（中神楽から水継の舞・御返幣の舞を省く）が奉納される。</p> <p>保存組織としては、戸隠神社楽部が組織され、一山の神職が伝承する体制が整備され、太々神楽を奉納して公開している。</p> <p>長野市文化財指定日 平成22年4月9日</p>
諮問理由	<p>明治初期の神職による神楽禁止によって全国的に地元氏子が引継いだ例が多いなかで、短期の中断を経て再び神職が担うようになり、現在も例祭神事や講中の希望で年間60回ほどの奉納をしている。そのための舞や楽の技術も優れ、演技の流れにも無駄がない。また、周辺神社への教授も確認され、県内における太々神楽の系統や系譜を研究する上でも非常に重要である。</p>
指定基準	<p>第4 長野県無形民俗文化財の指定基準</p> <p>(2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの</p>

戸隠神社太々神楽10座の舞



①降神の舞(御神入の舞)



②水継の舞



③身滌の舞(笹の舞)



④巫子の舞



⑤御返幣の舞(刀舞)



⑥吉備楽の舞



⑦三剣の舞



⑧随身の舞(弓矢の舞)



⑨岩戸開の舞



⑩直会の舞

戸隠神社 太々神楽 献奏場所

関係地図

